

# 旅行業許可と不定期航路事業の関連

船舶を使った事業を行う際は海上運送法だけでなく、**提供するサービスの内容によっては旅行業法の適用も検討する必要がある。**

旅行業登録が必要かどうかは**事業内容が「旅行業法」に定められた「旅行業」に該当するか否かで判断**される。

報酬を得て、旅行に関する特定の行為を事業として行う場合には登録が必要となる。

## 旅行業登録が必要な場合の要件

### ① 旅行者やその宿泊施設から報酬を得ていること

直接対価を受け取るだけでなく、旅行者からの金銭徴収がなくても、宿泊施設からのコミッション（キックバック）など、経済的な収入があれば「報酬」とみなされる。

### ② 報酬とセットになった旅行サービス提供

客から宿泊費や運送費を含んだ旅行代金を受け取る場合は、旅行業に該当する可能性が高い。

航空券と宿泊をセットにして手配する行為などがこれにあたる。

旅行者の代わりに、航空券や鉄道、バスなどの運送サービス、ホテルや旅館などの宿泊サービスを手配する業務にも登録が必要。

### ③ 企画旅行の実施

旅行に関する計画（ツアー）を作成し、自己の計算で運送や宿泊サービスを提供する者と契約を結ぶ「企画旅行」を実施する場合も登録が必要。

### ④ 特定の行為を行うこと

旅行業法第2条第1項に定められた行為が該当。具体的には、旅行の計画を立てて運送・宿泊サービスをセットにする「企画旅行」や、旅行者のために運送・宿泊サービスを手配する「手配旅行」などが含まれる。

### ⑤ 旅行サービス手配業の事業として行うこと

営利目的で、不特定多数の参加者を募集し、反復継続して行為を行う場合や旅行業者からの依頼を受けて、運送や宿泊サービスの手配を行う事業も「旅行サービス手配業」として登録の対象となる。

－詳しくはお問い合わせください－

〒907-0022 沖縄県石垣市字大川572番地 きいやまハイツ1階東

オフィス石垣行政書士事務所

行政書士 松岡 哲士

TEL:0980-82-3317 FAX:0980-87-7580

Mail : office@yaeyamaocean.com

<http://yaeyamaocean.com/office/>